

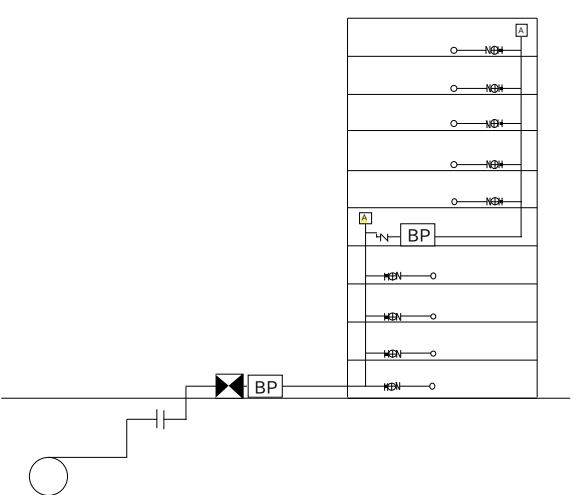
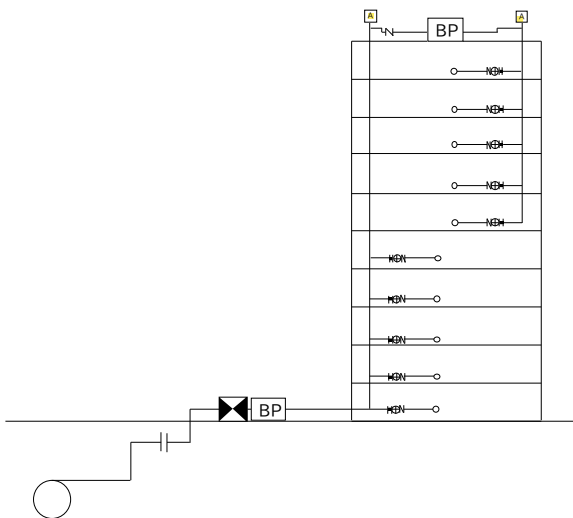
令和6年度「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」改正新旧対照表

ページ	(現 行)	(改 正 後)	改 正 理 由																																																																																																																									
目次	第2編 中高層建物直結給水施行基準 (略) 第3章 給水装置の構造及び材質 第1節 直結給水用増圧装置・・・ 2- 3- 1 第2節 逆流防止装置・・・ 2- 3- 2 第3節 水道メーター・・・ 2- 3- 3 第4節 非常用直結給水栓・・・ 2- 3- 4 第5節 その他の給水装置・・・ 2- 3- 4	第2編 中高層建物直結給水施行基準 (略) 第3章 給水装置の構造及び材質 第1節 直結給水用増圧装置・・・ 2- 3- 1 第2節 逆流防止装置・・・ 2- 3- 3 第3節 水道メーター・・・ 2- 3- 4 第4節 非常用直結給水栓・・・ 2- 3- 4 第5節 その他の給水装置・・・ 2- 3- 5	ページ数の変更																																																																																																																									
1-1-5	【基準事項】 (略) 4 その他厚生労働省令で定める職務 (水道法第25条の4第3項)	【基準事項】 (略) 4 その他国土交通省令で定める職務 (水道法第25条の4第3項)	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による移管																																																																																																																									
1-3-3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="2">規 格</th> <th colspan="2">使用可能口径</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>規格番号等</th> <th>道路内</th> <th>宅地内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">給 水 用 具 (弁 栓 類)</td> <td>不断水用T字管</td> <td>不断水用T字管 (CP・VP用)</td> <td>管理者が指定するもの</td> <td>分岐口径 40～</td> <td>同口径を除く。 密着コアを含む</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震型不断水用T字管</td> <td>耐震型不断水用T字管 (CP用)</td> <td>管理者が指定するもの</td> <td>分岐口径 75～ 150</td> <td>同口径を除く。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td>水道用ソフトシール仕切弁 (2種7.5K, 3種10K) (右開・内ねじ式)</td> <td>JWWA B 120、JDDPA G 1049 及び管理者が指定するもの</td> <td>75～</td> <td>2種はメーターの上流側に設置する場合に限る。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">逆止弁</td> <td rowspan="2">メーター用逆止弁</td> <td>管理者が指定するもの (ユニオン×テーパめねじ)</td> <td>13～40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者が指定するもの (メーターフランジ×JIS10Kフランジ)</td> <td>50</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ねずみ鋳鉄弁 (10Kフランジ形スイング逆止弁) (樹脂粉体塗装品)</td> <td>JIS B 2031</td> <td>80A～200A</td> <td>250Aは 要事前協議</td> </tr> <tr> <td>メーターユニット</td> <td>メーターユニット</td> <td>管理者が指定するもの</td> <td>20用</td> <td>パイプシャフト用メーターボックス内の設置に限る。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気弁</td> <td rowspan="2">水道用空気弁</td> <td>JWWA B 137</td> <td>25～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者が指定するもの</td> <td>13～</td> <td>省令の基準適合品</td> </tr> <tr> <td>地下式消火栓</td> <td>水道用地下式消火栓</td> <td>JWWA B 103</td> <td>75</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	品目	規 格		使用可能口径		備 考	名 称	規格番号等	道路内	宅地内	給 水 用 具 (弁 栓 類)	不断水用T字管	不断水用T字管 (CP・VP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 40～	同口径を除く。 密着コアを含む		耐震型不断水用T字管	耐震型不断水用T字管 (CP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 75～ 150	同口径を除く。		仕切弁	水道用ソフトシール仕切弁 (2種7.5K, 3種10K) (右開・内ねじ式)	JWWA B 120、JDDPA G 1049 及び管理者が指定するもの	75～	2種はメーターの上流側に設置する場合に限る。		逆止弁	メーター用逆止弁	管理者が指定するもの (ユニオン×テーパめねじ)	13～40			管理者が指定するもの (メーターフランジ×JIS10Kフランジ)	50	(注9)		ねずみ鋳鉄弁 (10Kフランジ形スイング逆止弁) (樹脂粉体塗装品)	JIS B 2031	80A～200A	250Aは 要事前協議	メーターユニット	メーターユニット	管理者が指定するもの	20用	パイプシャフト用メーターボックス内の設置に限る。	空気弁	水道用空気弁	JWWA B 137	25～		管理者が指定するもの	13～	省令の基準適合品	地下式消火栓	水道用地下式消火栓	JWWA B 103	75		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="2">規 格</th> <th colspan="2">使用可能口径</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>規格番号等</th> <th>道路内</th> <th>宅地内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">給 水 用 具 (弁 栓 類)</td> <td>不断水用T字管</td> <td>不断水用T字管 (CP・VP用)</td> <td>管理者が指定するもの</td> <td>分岐口径 40～</td> <td>同口径を除く。 密着コアを含む</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震型不断水用T字管</td> <td>耐震型不断水用T字管 (CP用)</td> <td>管理者が指定するもの</td> <td>分岐口径 75～ 150</td> <td>同口径を除く。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕切弁</td> <td>水道用ソフトシール仕切弁 (2種7.5K, 3種10K) (右開・内ねじ式)</td> <td>JWWA B 120、JDDPA G 1049 及び管理者が指定するもの</td> <td>75～</td> <td>2種はメーターの上流側に設置する場合に限る。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">逆止弁</td> <td rowspan="2">メーター用逆止弁</td> <td>管理者が指定するもの (ユニオン×テーパめねじ)</td> <td>13～40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者が指定するもの (メーターフランジ×JIS10Kフランジ)</td> <td>50</td> <td>(注9)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ねずみ鋳鉄弁 (10Kフランジ形スイング逆止弁) (樹脂粉体塗装品)</td> <td>JIS B 2031</td> <td>80A～200A</td> <td>250Aは 要事前協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気弁</td> <td>水道用空気弁</td> <td>JWWA B 137 管理者が指定するもの</td> <td>25～ 13～</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下式消火栓</td> <td>水道用地下式消火栓</td> <td>JWWA B 103</td> <td>75</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	品目	規 格		使用可能口径		備 考	名 称	規格番号等	道路内	宅地内	給 水 用 具 (弁 栓 類)	不断水用T字管	不断水用T字管 (CP・VP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 40～	同口径を除く。 密着コアを含む		耐震型不断水用T字管	耐震型不断水用T字管 (CP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 75～ 150	同口径を除く。		仕切弁	水道用ソフトシール仕切弁 (2種7.5K, 3種10K) (右開・内ねじ式)	JWWA B 120、JDDPA G 1049 及び管理者が指定するもの	75～	2種はメーターの上流側に設置する場合に限る。		逆止弁	メーター用逆止弁	管理者が指定するもの (ユニオン×テーパめねじ)	13～40			管理者が指定するもの (メーターフランジ×JIS10Kフランジ)	50	(注9)		ねずみ鋳鉄弁 (10Kフランジ形スイング逆止弁) (樹脂粉体塗装品)	JIS B 2031	80A～200A	250Aは 要事前協議						空気弁	水道用空気弁	JWWA B 137 管理者が指定するもの	25～ 13～		地下式消火栓	水道用地下式消火栓	JWWA B 103	75		製造中止となったため削除
種別	品目			規 格		使用可能口径			備 考																																																																																																																			
		名 称	規格番号等	道路内	宅地内																																																																																																																							
給 水 用 具 (弁 栓 類)	不断水用T字管	不断水用T字管 (CP・VP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 40～	同口径を除く。 密着コアを含む																																																																																																																							
	耐震型不断水用T字管	耐震型不断水用T字管 (CP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 75～ 150	同口径を除く。																																																																																																																							
	仕切弁	水道用ソフトシール仕切弁 (2種7.5K, 3種10K) (右開・内ねじ式)	JWWA B 120、JDDPA G 1049 及び管理者が指定するもの	75～	2種はメーターの上流側に設置する場合に限る。																																																																																																																							
	逆止弁	メーター用逆止弁	管理者が指定するもの (ユニオン×テーパめねじ)	13～40																																																																																																																								
			管理者が指定するもの (メーターフランジ×JIS10Kフランジ)	50	(注9)																																																																																																																							
		ねずみ鋳鉄弁 (10Kフランジ形スイング逆止弁) (樹脂粉体塗装品)	JIS B 2031	80A～200A	250Aは 要事前協議																																																																																																																							
	メーターユニット	メーターユニット	管理者が指定するもの	20用	パイプシャフト用メーターボックス内の設置に限る。																																																																																																																							
	空気弁	水道用空気弁	JWWA B 137	25～																																																																																																																								
			管理者が指定するもの	13～	省令の基準適合品																																																																																																																							
	地下式消火栓	水道用地下式消火栓	JWWA B 103	75																																																																																																																								
種別	品目	規 格		使用可能口径		備 考																																																																																																																						
		名 称	規格番号等	道路内	宅地内																																																																																																																							
給 水 用 具 (弁 栓 類)	不断水用T字管	不断水用T字管 (CP・VP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 40～	同口径を除く。 密着コアを含む																																																																																																																							
	耐震型不断水用T字管	耐震型不断水用T字管 (CP用)	管理者が指定するもの	分岐口径 75～ 150	同口径を除く。																																																																																																																							
	仕切弁	水道用ソフトシール仕切弁 (2種7.5K, 3種10K) (右開・内ねじ式)	JWWA B 120、JDDPA G 1049 及び管理者が指定するもの	75～	2種はメーターの上流側に設置する場合に限る。																																																																																																																							
	逆止弁	メーター用逆止弁	管理者が指定するもの (ユニオン×テーパめねじ)	13～40																																																																																																																								
			管理者が指定するもの (メーターフランジ×JIS10Kフランジ)	50	(注9)																																																																																																																							
		ねずみ鋳鉄弁 (10Kフランジ形スイング逆止弁) (樹脂粉体塗装品)	JIS B 2031	80A～200A	250Aは 要事前協議																																																																																																																							
	空気弁	水道用空気弁	JWWA B 137 管理者が指定するもの	25～ 13～																																																																																																																								
	地下式消火栓	水道用地下式消火栓	JWWA B 103	75																																																																																																																								
	1-4-2	(6) 配水管等から分岐する場合の標準工法は、次の図に掲げるところによる。 凡例 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">—□—</td> <td>可とう式サドル付分水栓 又はサドル付分水栓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—■—</td> <td>不断水用T字管</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—■□—</td> <td>耐震型不断水用T字管</td> </tr> </table> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">— — —</td> <td>緩速装置付ボール止水栓 又はボール止水栓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—S—</td> <td>ソフトシール仕切弁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—×—</td> <td>継手</td> </tr> </table>	—□—	可とう式サドル付分水栓 又はサドル付分水栓	—■—	不断水用T字管	—■□—	耐震型不断水用T字管	— — —	緩速装置付ボール止水栓 又はボール止水栓	—S—	ソフトシール仕切弁	—×—	継手	(6) 配水管等から分岐する場合の標準工法は、次の図に掲げるところによる。 凡例 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">—□—</td> <td>可とう式サドル付分水栓 又はサドル付分水栓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—■—</td> <td>不断水用T字管</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—■□—</td> <td>耐震型不断水用T字管</td> </tr> </table> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">— — —</td> <td>緩速装置付ボール止水栓 又はボール止水栓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—×—</td> <td>継手</td> </tr> </table>	—□—	可とう式サドル付分水栓 又はサドル付分水栓	—■—	不断水用T字管	—■□—	耐震型不断水用T字管	— — —	緩速装置付ボール止水栓 又はボール止水栓	—×—	継手	語句の修正																																																																																																		
—□—	可とう式サドル付分水栓 又はサドル付分水栓																																																																																																																											
—■—	不断水用T字管																																																																																																																											
—■□—	耐震型不断水用T字管																																																																																																																											
— — —	緩速装置付ボール止水栓 又はボール止水栓																																																																																																																											
—S—	ソフトシール仕切弁																																																																																																																											
—×—	継手																																																																																																																											
—□—	可とう式サドル付分水栓 又はサドル付分水栓																																																																																																																											
—■—	不断水用T字管																																																																																																																											
—■□—	耐震型不断水用T字管																																																																																																																											
— — —	緩速装置付ボール止水栓 又はボール止水栓																																																																																																																											
—×—	継手																																																																																																																											

令和6年度「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」改正新旧対照表

ページ	(現 行)	(改 正 後)	改 正 理 由										
1-4-3	<p>(ア) 耐震型不断水用T字管分岐 (イ) 不断水用T字管分岐 (ウ) 切管分岐</p>	<p>(ア) 耐震型不断水用T字管分岐 (イ) 不断水用T字管分岐 (ウ) 切管分岐</p>	語句の修正										
1-4-4	<p>(エ) 切管分岐 (オ) ビニル管から分岐</p>	<p>(エ) 切管分岐 (オ) ビニル管から分岐</p>	語句の修正										
1-4-22	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>パイプシャフトに設置するメーターボックス内に、管理者が指定したメーターユニットを設置することができる。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p>	給水装置指定材料一覧表からメーターユニット削除のため										
1-4-30	<p>ケ メーターユニット (口径20mm用) 設置図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>スライドハンドル付ボール止水栓 (管端コア組込型)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>水道メーター</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>逆止弁 (管端コア組込型)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>台座</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 メーターユニットは、管理者が指定しているものを使用すること。 注2 メーターユニットの設置は、パイプシャフト用メーターボックス内に限る。 注3 寸法等はキ・クのとおりとする。 注4 メーターユニットは、キ・クのように中空に設置しないこと。 注5 支持金物は、設置図のとおり、メーターボックス付近の水平配管部に設置すること。</p>	番号	名 称	①	スライドハンドル付ボール止水栓 (管端コア組込型)	②	水道メーター	③	逆止弁 (管端コア組込型)	④	台座		給水装置指定材料一覧表からメーターユニット削除のため
番号	名 称												
①	スライドハンドル付ボール止水栓 (管端コア組込型)												
②	水道メーター												
③	逆止弁 (管端コア組込型)												
④	台座												

令和6年度「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」改正新旧対照表

ページ	(現 行)	(改 正 後)	改 正 理 由
2-3-1	2 増圧装置は、1建物1ユニットとする。 3～9 (略)	2 増圧装置は、原則として1建物1ユニットとする。ただし、末端給水栓において必要とする圧力が確保できない場合は、2ユニット以上を直列に設置することができる(以下「直列多段型」という。) 3～9 (略) 10 直列多段型の場合は、日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWA B 130)」に規定する性能をシステムとして満たすことを確認するため、現地にて過渡圧力変動試験等を行うこと。また、(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)直列多段型用チェックリスト(様式2-5-2号)に試験実施日を記入すること。 11 直列多段型の場合の給水容量は、1ユニット目≧2ユニット目となる組み合わせとし、吐水圧力の変動を抑制するため圧力タンクの設置や圧力制御装置等による対策を講じること。	直列多段型採用のため 直列多段型採用のため 直列多段型採用のため
2-3-3		<p>《参考：直列多段型の標準図》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>中間層に設置</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>屋上に設置</p>  </div> </div> <p>1～4 (略)</p> <p>5 直列多段型の場合、2ユニット目以降の減圧式逆流防止器を省略することができる。その場合、単式逆止弁(JWWA B 129)又はこれと同等以上の性能を有する逆止弁をユニット流入側に設置すること。</p>	直列多段型採用のため
2-3-4	2 建物内給水主管の最高部には、吸排気弁を設置すること。	2 建物内給水主管の最高部には、吸排気弁を設置すること。また、直列多段型の2ユニット目以降は、一次側に吸排気弁を設置すること。なお、二次側配管が立下り配管の場合は、二次側最高部にも吸排気弁を設置すること。	直列多段型採用のため
2-6-3		附則 この基準は、令和 6年 4月1日に編集替える。	

令和6年度「給水装置等の設計施工事務取扱要綱」改正新旧対照表

ページ	(現 行)	(改 正 後)	改 正 理 由																																																												
	<p>第2編関係様式一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式名</th> <th>参照先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1号</td> <td>直結給水事前協議申請書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-2号</td> <td>直結給水事前協議回答書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-1号 2-3-2号</td> <td>給水設計協議確認書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-3号 2-3-4号</td> <td>水理計算書(直結直圧方式)</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-5号 3-3-6号</td> <td>水理計算書(直結増圧方式)</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-7号</td> <td>水理計算書 別紙</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-4号</td> <td>直結増圧方式における承諾書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-5号</td> <td>(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)チェックリスト</td> <td>水道局HP</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式名	参照先	2-1号	直結給水事前協議申請書	水道局HP	2-2号	直結給水事前協議回答書	水道局HP	2-3-1号 2-3-2号	給水設計協議確認書	水道局HP	2-3-3号 2-3-4号	水理計算書(直結直圧方式)	水道局HP	2-3-5号 3-3-6号	水理計算書(直結増圧方式)	水道局HP	2-3-7号	水理計算書 別紙	水道局HP	2-4号	直結増圧方式における承諾書	水道局HP	2-5号	(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)チェックリスト	水道局HP	<p>第2編関係様式一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式名</th> <th>参照先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1号</td> <td>直結給水事前協議申請書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-2号</td> <td>直結給水事前協議回答書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-1号 2-3-2号</td> <td>給水設計協議確認書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-3号 2-3-4号</td> <td>水理計算書(直結直圧方式)</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-5号 3-3-6号</td> <td>水理計算書(直結増圧方式)</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-3-7号</td> <td>水理計算書 別紙</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-4号</td> <td>直結増圧方式における承諾書</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-5-1号</td> <td>(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)チェックリスト</td> <td>水道局HP</td> </tr> <tr> <td>2-5-2号</td> <td>(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)直列多段型用チェックリスト</td> <td>水道局HP</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式名	参照先	2-1号	直結給水事前協議申請書	水道局HP	2-2号	直結給水事前協議回答書	水道局HP	2-3-1号 2-3-2号	給水設計協議確認書	水道局HP	2-3-3号 2-3-4号	水理計算書(直結直圧方式)	水道局HP	2-3-5号 3-3-6号	水理計算書(直結増圧方式)	水道局HP	2-3-7号	水理計算書 別紙	水道局HP	2-4号	直結増圧方式における承諾書	水道局HP	2-5-1号	(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)チェックリスト	水道局HP	2-5-2号	(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)直列多段型用チェックリスト	水道局HP	<p>様式追加</p>			
様式番号	様式名	参照先																																																													
2-1号	直結給水事前協議申請書	水道局HP																																																													
2-2号	直結給水事前協議回答書	水道局HP																																																													
2-3-1号 2-3-2号	給水設計協議確認書	水道局HP																																																													
2-3-3号 2-3-4号	水理計算書(直結直圧方式)	水道局HP																																																													
2-3-5号 3-3-6号	水理計算書(直結増圧方式)	水道局HP																																																													
2-3-7号	水理計算書 別紙	水道局HP																																																													
2-4号	直結増圧方式における承諾書	水道局HP																																																													
2-5号	(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)チェックリスト	水道局HP																																																													
様式番号	様式名	参照先																																																													
2-1号	直結給水事前協議申請書	水道局HP																																																													
2-2号	直結給水事前協議回答書	水道局HP																																																													
2-3-1号 2-3-2号	給水設計協議確認書	水道局HP																																																													
2-3-3号 2-3-4号	水理計算書(直結直圧方式)	水道局HP																																																													
2-3-5号 3-3-6号	水理計算書(直結増圧方式)	水道局HP																																																													
2-3-7号	水理計算書 別紙	水道局HP																																																													
2-4号	直結増圧方式における承諾書	水道局HP																																																													
2-5-1号	(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)チェックリスト	水道局HP																																																													
2-5-2号	(直結給水用増圧装置 減圧式逆流防止器)直列多段型用チェックリスト	水道局HP																																																													
3-1-2	(※1) 水道法20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者等	(※1) 水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者等	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による移管																																																												
3-4-1	<p>資料4 水道使用形態別管理方法等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定義</th> <th>管理方法等</th> <th>検査</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用水道</td> <td>1. 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m³超 2. 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m³超</td> <td>・所有者は都道府県知事に、布設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う ・水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施 色、濁り、残渣： 1日1回(給水栓で0.1mg/ℓ以上) 水質： 水質基準省令の項目； 規定の期間に1回検査施設を設置するか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者への委託により実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯水専用水道</td> <td>1. 建築物の延べ面積3000㎡以上の次のもの (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校</td> <td>所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること 残塩： 7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上 水質： 水質基準省令の特定の項目； 6月以内ごとに1回 消毒副生成物項目； 毎年6/1～9/30に1回 清掃： 1年以内ごとに1回</td> <td>毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、提出書類検査を受けること 検査又は清掃を依頼するよう指導されている</td> <td>建築物飲料水水質検査業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の都道府県知事による登録制度があり、その登録業者に検査又は清掃を依頼するよう指導されている</td> </tr> <tr> <td>貯水小規模水道</td> <td>水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの</td> <td>設置者又は使用者の管理 清掃： 毎年1回以上、定期 水質： 給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査</td> <td>毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯水小規模水道</td> <td>水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道に含まれないもの</td> <td>設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うこととしている</td> <td>設置者による自主検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置(直結方式)</td> <td>水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具</td> <td>装置： 所有者又は使用者の管理 水質： 給水栓の残塩0.1mg/ℓ以上(水道事業者の管理)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※広島県の簡易専用水道の登録検査機関は(財)広島県環境保健協会等</p>	区分	定義	管理方法等	検査	備考	専用水道	1. 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m ³ 超 2. 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m ³ 超	・所有者は都道府県知事に、布設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う ・水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施 色、濁り、残渣： 1日1回(給水栓で0.1mg/ℓ以上) 水質： 水質基準省令の項目； 規定の期間に1回検査施設を設置するか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者への委託により実施			貯水専用水道	1. 建築物の延べ面積3000㎡以上の次のもの (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校	所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること 残塩： 7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上 水質： 水質基準省令の特定の項目； 6月以内ごとに1回 消毒副生成物項目； 毎年6/1～9/30に1回 清掃： 1年以内ごとに1回	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、提出書類検査を受けること 検査又は清掃を依頼するよう指導されている	建築物飲料水水質検査業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の都道府県知事による登録制度があり、その登録業者に検査又は清掃を依頼するよう指導されている	貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの	設置者又は使用者の管理 清掃： 毎年1回以上、定期 水質： 給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けること		貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道に含まれないもの	設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うこととしている	設置者による自主検査		給水装置(直結方式)	水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具	装置： 所有者又は使用者の管理 水質： 給水栓の残塩0.1mg/ℓ以上(水道事業者の管理)			<p>資料4 水道使用形態別管理方法等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定義</th> <th>管理方法等</th> <th>検査</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用水道</td> <td>1. 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m³超 2. 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m³超</td> <td>・所有者は都道府県知事に、布設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う ・水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施 色、濁り、残渣： 1日1回(給水栓で0.1mg/ℓ以上) 水質： 水質基準省令の項目； 規定の期間に1回検査施設を設置するか、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者への委託により実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯水専用水道</td> <td>1. 建築物の延べ面積3000㎡以上の次のもの (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校</td> <td>所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること 残塩： 7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上 水質： 水質基準省令の特定の項目； 6月以内ごとに1回 消毒副生成物項目； 毎年6/1～9/30に1回 清掃： 1年以内ごとに1回</td> <td>毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、提出書類検査を受けること 検査又は清掃を依頼するよう指導されている</td> <td>建築物飲料水水質検査業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の都道府県知事による登録制度があり、その登録業者に検査又は清掃を依頼するよう指導されている</td> </tr> <tr> <td>貯水小規模水道</td> <td>水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの</td> <td>設置者又は使用者の管理 清掃： 毎年1回以上、定期 水質： 給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査</td> <td>毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯水小規模水道</td> <td>水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道に含まれないもの</td> <td>設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うこととしている</td> <td>設置者による自主検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置(直結方式)</td> <td>水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具</td> <td>装置： 所有者又は使用者の管理 水質： 給水栓の残塩0.1mg/ℓ以上(水道事業者の管理)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※広島県の簡易専用水道の登録検査機関は(財)広島県環境保健協会等</p>	区分	定義	管理方法等	検査	備考	専用水道	1. 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m ³ 超 2. 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m ³ 超	・所有者は都道府県知事に、布設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う ・水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施 色、濁り、残渣： 1日1回(給水栓で0.1mg/ℓ以上) 水質： 水質基準省令の項目； 規定の期間に1回検査施設を設置するか、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者への委託により実施			貯水専用水道	1. 建築物の延べ面積3000㎡以上の次のもの (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校	所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること 残塩： 7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上 水質： 水質基準省令の特定の項目； 6月以内ごとに1回 消毒副生成物項目； 毎年6/1～9/30に1回 清掃： 1年以内ごとに1回	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、提出書類検査を受けること 検査又は清掃を依頼するよう指導されている	建築物飲料水水質検査業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の都道府県知事による登録制度があり、その登録業者に検査又は清掃を依頼するよう指導されている	貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの	設置者又は使用者の管理 清掃： 毎年1回以上、定期 水質： 給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けること		貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道に含まれないもの	設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うこととしている	設置者による自主検査		給水装置(直結方式)	水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具	装置： 所有者又は使用者の管理 水質： 給水栓の残塩0.1mg/ℓ以上(水道事業者の管理)			<p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による移管(水道法第20条第3項)</p>
区分	定義	管理方法等	検査	備考																																																											
専用水道	1. 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m ³ 超 2. 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m ³ 超	・所有者は都道府県知事に、布設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う ・水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施 色、濁り、残渣： 1日1回(給水栓で0.1mg/ℓ以上) 水質： 水質基準省令の項目； 規定の期間に1回検査施設を設置するか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者への委託により実施																																																													
貯水専用水道	1. 建築物の延べ面積3000㎡以上の次のもの (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校	所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること 残塩： 7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上 水質： 水質基準省令の特定の項目； 6月以内ごとに1回 消毒副生成物項目； 毎年6/1～9/30に1回 清掃： 1年以内ごとに1回	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、提出書類検査を受けること 検査又は清掃を依頼するよう指導されている	建築物飲料水水質検査業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の都道府県知事による登録制度があり、その登録業者に検査又は清掃を依頼するよう指導されている																																																											
貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの	設置者又は使用者の管理 清掃： 毎年1回以上、定期 水質： 給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けること																																																												
貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道に含まれないもの	設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うこととしている	設置者による自主検査																																																												
給水装置(直結方式)	水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具	装置： 所有者又は使用者の管理 水質： 給水栓の残塩0.1mg/ℓ以上(水道事業者の管理)																																																													
区分	定義	管理方法等	検査	備考																																																											
専用水道	1. 井戸水等が水源に含まれる場合 (1) 100人超の居住者に水を供給 (2) 1日最大給水量が20m ³ 超 2. 水道事業から供給を受ける水のみを水源とする場合 (1) 口径25mm以上の導管1500m超 (2) 貯水槽の有効容量の合計100m ³ 超	・所有者は都道府県知事に、布設前の確認、新設時の申請を行い、水質検査、施設検査を行う ・水道技術管理者を置き、定期又は臨時の水質検査を実施 色、濁り、残渣： 1日1回(給水栓で0.1mg/ℓ以上) 水質： 水質基準省令の項目； 規定の期間に1回検査施設を設置するか、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者への委託により実施																																																													
貯水専用水道	1. 建築物の延べ面積3000㎡以上の次のもの (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 (2) 店舗又は事務所 (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校(研修所を含む) (4) 旅館 2. 建築物の延べ面積8000㎡以上の学校教育法第1条に規定する学校	所有者は建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理させ、維持管理に関する帳簿書類を備えること 残塩： 7日以内ごとに1回 0.1mg/ℓ以上 水質： 水質基準省令の特定の項目； 6月以内ごとに1回 消毒副生成物項目； 毎年6/1～9/30に1回 清掃： 1年以内ごとに1回	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関へ管理の状況を示す書類を提出し、提出書類検査を受けること 検査又は清掃を依頼するよう指導されている	建築物飲料水水質検査業及び建築物飲料水貯水槽清掃業の都道府県知事による登録制度があり、その登録業者に検査又は清掃を依頼するよう指導されている																																																											
貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、貯水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの	設置者又は使用者の管理 清掃： 毎年1回以上、定期 水質： 給水栓における水の色、味等に注意し、異常のときは水質検査	毎年1回以上、定期的に地方公共団体の機関又は登録検査機関の検査を受けること																																																												
貯水小規模水道	水道事業から供給を受ける水のみを水源とし、簡易専用水道に含まれないもの	設置者が、簡易専用水道に準じた管理を行うこととしている	設置者による自主検査																																																												
給水装置(直結方式)	水道事業者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具	装置： 所有者又は使用者の管理 水質： 給水栓の残塩0.1mg/ℓ以上(水道事業者の管理)																																																													
3-17-7		6. 4. 1 直結増圧方式における2ユニット以上の直列設置(直列多段型)の採用	直列多段型採用のため																																																												